

# 社会福祉法人 豊潤会

## ハウスフル 踏青園 運営規定

この規定は、「ハウスフル踏青園」及び「入園者」がその適用を受ける。

### (目的)

第1条 この規定は、当園の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入園者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的として定める。

### (管理運営方針)

第2条 当園の管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みやすい住居を提供し、入園者の自主性の尊重を基本として、入園者が明るく心豊かに生活できるよう配慮していくものとする。

### (定員)

第3条 当園の定員は、64名とする。

### (利用資格)

第4条 年齢は、原則として60歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差支えない。

- 2 自炊できない程度の身体的機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
- 3 伝染病疾患及び精神疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- 4 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
- 5 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料等が負担できる者。

### (職員及び職務)

第5条 当園は、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に示された所定の職員を配置し、職員は当園の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

(入園)

第6条 入園を希望する者は、次に掲げる書類をハウスフル踏青園長(以下「園長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入園申込書
- (2) 身元保証書
- (3) 緊急時近親者連絡票
- (4) 健康診断書
- (5) 健康保険証写し
- (6) 介護保険証写し
- (7) 年金証書写し
- (8) 住民票
- (9) 戸籍謄本
- (10) 収入申告書

2 園長は、入園申込書・身元保証書・緊急時近親者連絡票の提出をもって入園希望者とする。

3 入園に当たっては、入園申込者及び身元保証人と園長が「ハウスフル踏青園入園契約書」をもって入園契約を取り交わすものとし、契約書に付随して重要事項説明書及び本管理規定も入園申込者に説明するものとする。

(利用料)

第7条 入園者は、利用料として利用表に定める金額を翌月分として、配布する請求書に記載された金額を支払うものとする。支払は次に掲げる方法とする。

- (1) 口座引き落とし、毎月25日。25日が休日及び祝日の場合は翌日以降平日。
- (2) 現金支払、請求書受け取り後。請求月内に支払う。

2 入園又は退園にともなって、1か月に満たない期間利用した場合の利用料は、生活費は日割り計算として精算する。事務費及び管理費については月額徴収とする。

3 利用料については、入園後は毎年2月及び入園時に収入申告をおこなう。収入等に関する拳証資料を添付し申請する。

(専用居室)

第8条 居室の清掃、日常的な維持管理は入園者が行うものとする。

又、居室のゴミ、廃棄物については、入園者が定められた場所まで運搬することを原則とする。

2 居室において、火気類の使用は安全面から使用しないものとする。

(共用施設・設備)

第9条 共用施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、園長と運営懇談会(第23条)との間で協議の上決定するものとする。

- 2 入園者は、共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはならない。
- 3 共用施設・設備の清掃、維持管理は職員が行うものとする。

(食事の提供)

第10条 入園者に対して、毎日栄養士の献立による栄養のバランスを考慮し、健康に配慮した食事を三食提供するものとする。

尚、特に医師の指示がある場合は、その指示に基づき食事を提供する。

- 2 食事の時間は、次の通りとする。

- (1) 朝食時間 7:30～9:00
- (2) 昼食時間 11:30～13:00
- (3) 夕食時間 16:30～18:00

尚、予め時間変更する旨の連絡があった場合は、食事品質に影響がでない場合に限り変更できるものとする。

- 3 予め欠食する旨の連絡があった場合は、食事を提供しなくてもよいものとする。
- 4 食事の場所は原則食堂とする。但し、利用者が自分自ら又は自分の管理のもとに運搬、且つ前項に掲げる時間内に食器を返却する場合は、居室で食事を摂することは差し支えない。  
尚、医療機関等の指示による居室での食事摂取については、保証人の確認をとり行うものとする。
- 5 予定メニューは、掲示板等に明示する。

(入浴の準備)

第11条 入浴は隔日以上とし、定められた時間に利用できるよう準備する。

又、入浴の準備を行わない日にはシャワーを用意する。

尚、原則として、職員は個別の入浴介助は行わない。

- (1) 入浴時間 15:00～19:00
- 2 清潔の維持に留意すること。
- 3 感染性の疾患の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。